

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

開会日	令和5年12月15日（金）午前9時32分
閉会日	令和5年12月15日（金）午前10時22分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 議場
出席委員	委員長 なかじま和代 副委員長 山田けんたろう 委 員 伊藤真規子 大島令子 おくだけんじ 川合ともゆき 木村さゆり ささせ順子 田崎あきひさ 富田えいじ にしだ亮太 野村 弘 水野勝康 山田かずひこ わたなべさつ子
欠席委員	な し
欠 員	2 人
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 佐藤有美 総務部長 加藤英之 次長 福岡隆也 財政課長 井上隆雄 課長補佐 浅井紳一郎 <div style="text-align: right;">計5人</div>
職務のため出席した者の職氏名	議長 岡崎つよし 議会事務局長 横地賢一 議事課長 福岡弘恵 議事係長 村瀬紗綾香
会議録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言

委員長 令和5年12月1日の予算決算委員会にて各分科会に送付した議案3件について分科会長の報告を求める。

総務くらし建設分科会長

審査経過の報告

議案第52号（総務くらし建設分科会送付分）

※審査経過の詳細は[予算決算委員会総務くらし建設分科会会議録参照](#)

総務くらし建設分科会長報告に対する質疑 なし

教育福祉分科会長

審査経過の報告

議案第52号（教育福祉分科会送付分）

議案第53号

議案第54号

※審査経過の詳細は[予算決算委員会教育福祉分科会会議録参照](#)

教育福祉分科会長報告に対する質疑 なし

議案第52号 令和5年度長久手市一般会計補正予算（第8号）

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第53号 令和5年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 54 号令和 5 年度長久手市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

所管事務調査

1 令和 5 年度の交付金申請・交付状況及び対象事業の実施状況について

財政課長 現在予算計上している国からの交付金は 10 事業、県からの交付金は 4 事業である。

重層的支援体制整備事業交付金は、課題が複合化していることの多い要支援世帯に対し、多部署・多機関が協働して行う相談支援や地域づくりなどの体制が整備されていることが交付の条件である。地域共生、障がい、介護、生活支援などの事業が交付対象で、事業によって国・県の負担割合が違う。

地方創生推進交付金は、第二期長久手市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられている二つの事業「国際交流協会支援事業」「観光交流協会支援事業」について交付申請をしている。

デジタル田園都市国家構想推進交付金は、デジタルを活用した地域課題の解決や、魅力向上につながる取組が対象の交付金で、今年度は四つの事業について申請し、交付決定を受けている。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、令和 2 年度から毎年度交付されているものである。今年度は、年度当初に実施した非課税世帯への 3 万円の給付の他、商工事業者への燃料価格高騰対策補助金や、省エネ家電への買い換え補助金など 14 事業を実施計画事業としている。

出産・子育て応援交付金は、妊娠届出時及び出生届出時に面談をし、それぞれ 5 万円の給付をする事業で、令和 5 年 3 月から実施している。国が 3 分の 2、県が 6 分の 1 の負担率であり、国負担分についても県を通して市に支払われることになっている。

子どものための教育・保育給付交付金、就学前教育・保育園施設

整備交付金、子ども・子育て支援交付金、子育てのための施設等利用給付交付金については、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、認定こども園や民設の保育園、幼稚園へ運営費の補助等として交付されるものである。

社会資本整備総合交付金（狭あい道路等整備事業）は、岩作の市道東島2号線の道路拡幅工事に対する交付金で、予算現額に比べ調定済額が少なくなっているが、事業の進捗に応じて交付されるためである。

社会資本整備総合交付金（道路事業）は、道路の舗装修繕工事に対して交付されるものである。

多面的機能支払交付金は、農地や水の保全管理を行っている岩作かかしの会という団体に交付した。国が2分の1、県が4分の1の負担率である。

わたなべ委員 岩作かかしの会の会員数と、活動年数はどのようなか。

財政課長 把握していない。

山田(か)委員 先ほど説明のあった交付金の中で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のような国の事業ではなく、市が自ら対象となる事業を探して、交付を受けているものはあるか。

財政課長 例えば令和3年度から交付が始まった重層的支援体制整備事業交付金は、交付開始時には県内で5自治体しか事業に着手していなかった。現在は県内14自治体くらいになったと聞いているが、本市は交付開始時から積極的に手を挙げている。

また地方創生推進交付金やデジタル田園都市国家構想推進交付金、社会資本整備総合交付金などについても、事業を行う際に対象になる交付金を探して交付を受けているものである。

山田(か)委員 交付金が受けられなくなった場合、その事業を継続するためには市が全て負担することになるのか。

財政課長 今後、交付金の条件は変わっていくと思うが、可能な限り交付が受けられるように工夫して、事業を展開していきたい。もし交付金が受けられなくなった場合は、事業の縮小を考えたり、例えば入場料を取るなど、他の財源を検討するなどして事業展開に努める。

山田(か)委員 現状、新たに申請を検討している交付金はあるか。

財政課長 今のところはない。

大島委員 各交付金の収入済額に差がある。調定額が決まってから交付金が交付されるまで、どれくらいの期間があるのか。

- 財政課長 各交付金で異なり、財政課では把握していない。
- 会計課で、大きな金額の収入がある時期について各課に照会をかけており、年間を通して市の財政運営が赤字にならないよう、必要に応じて預金や債権の取り崩しをするなどしながら調整をしている。
- 大島委員 就学前教育・保育施設整備交付金は新設保育園2園の建設に対する補助金であるが、収入済額がまだ0円である。現在、保育園を建設している新設保育園の事業者は、この状況に不安を抱かないか。
- 財政課長 今後、建設の経過で細かい修正などがあれば申請額の変更を行うことになり、金額の増減はあるかもしれないが、交付決定は受けているので、補助金の給付自体はできる見込みである。
- 大島委員 国と県に負担割合がある場合、国から交付決定があれば、県からの分も決定したと考えてよいか。
- 財政課長 そのとおりである。

2 市補助金の交付状況について

- 財政課長 居場所支援事業補助金は、地域住民が気軽に集まって交流することができる集い場の運営者に対する補助金で、二つの事業がある。一つは集い場発見事業で、集い場の機能拡充や活性化のための経費（備品費など）の2分の1、上限25万円を補助するものである。もう一つは集い場創出事業で、新たな交流を生み出すため、イベント開催にかかる経費（食糧費、会場使用料など）の2分の1、上限1万円を補助するものである。2事業とも令和5年度の補助実績はないが、各事業とも2件の申請予定があるとのことである。
- 協働まちづくり活動補助金は、市と協働でまちづくりの活動をしている5人以上で構成される市民団体に対し、活動経費の10分の3から10分の10、上限10万円を補助するものである。10分の10の率の補助は、学生が対象である。
- 特殊詐欺対策電話機等購入費補助金は、市内に住所を有する65歳以上の高齢者を対象に、特殊詐欺対策の電話機等の購入に要する費用の2分の1、上限5,000円を補助するものである。令和5年11月30日現在の補助件数は19件である。
- 有害鳥獣侵入防止対策補助金は、農作物の被害を防止するための防護柵などの購入費用の2分の1、上限5万円を補助するものであるが、今年度は現在のところ申請はない。
- 山田(か)委員 協働まちづくり活動補助金の上限額は10万円とのことだが、1回

の申請額が上限に満たなかった場合、2回目の申請はできるか。

課長補佐 大島委員 同じ団体が2回目の申請をすることはできないと聞いている。

大島委員 有害鳥獣侵入防止対策補助金について、今年度はまだ申請がないとのことだが、本市の猟友会の活動は把握しているか。

財政課長 この補助金は、農地を保有される人が防護柵を設置する際の購入費に対する補助金であり、猟友会の活動への支援は別にあると思うが、この場ではわからない。

大島委員 イノシシは防護柵を乗り越えてしまうから、猟友会にわなを仕掛けてもらったという話もあり、せっかく補助金を計上していても申請がなければ意味がないのではないか。

財政課長 この補助金は、令和4年度までは実績があった。過去に補助金を交付済の人は2回目の申請はできないので、ほとんどの人が防護柵を設置し終わり、新たな対策が必要ということであれば見直しをする。

わたなべ委員 特殊詐欺対策電話機等購入費補助金について、2分の1が県補助とあるが、市からの補助分と合わせて支払うということか。

財政課長 対象経費の2分の1が、申請者に支払われる補助金額である。この補助金額について、県と市で2分の1ずつ負担するということがある。

おくだ委員 協働まちづくり活動補助金は、各年度、1団体につき1回の申請しかできないということだが、同じ団体が年間を通して複数回の活動をする場合は、その都度申請ができるか。

課長補佐 同じ団体の2回以上の申請はできない。令和4年度、予算の範囲内で新たな申請者を二次募集したという実績はある。

おくだ委員 申請受付期間が4月17日から5月11日とのことだが、例えば学生が何か事業を実施しようと思っても、締切りが早すぎて計画する時間がないと思われる。申請受付期間の延長はできないか。

課長補佐 令和5年度は期間を定めて募集をし、審査会にて交付決定が済んでいるので、期間の延長はできない。今後あるとすれば、二次募集である。

委員長 閉会宣言

午前10時22分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和5年12月15日

予算決算委員会委員長 なかじま和代